

上京区マスコットキャラクター「かみぎゅうくん」イラスト使用基準

上京区130周年記念として作成した上京区のマスコットキャラクター「かみぎゅうくん」のイラスト使用基準については次のとおりとする。

- 1 区の事業及び区共催事業について使用することとする。
- 2 その他の事業等で印刷物等に使用する場合は、事前に使用申請書（様式1）及び使用イメージのわかるものを提出し、上京区基本計画の推進に寄与すると区長が認めた場合に限って承認することとする。
ただし、以下の項目に該当する場合は使用を承認しないものとする。
 - (1) 商業目的で利用しようとする場合
 - (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
 - (3) 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
 - (4) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
 - (5) 法令または公序良俗に反する、またはその恐れのある場合
 - (6) その他、区長が承認すべきでないと判断した場合
- 3 使用できるデザインは別紙のとおりとする。
- 4 承認条件は次のとおりとする。
 - (1) 第三者に譲渡、転貸しをしないこと。
 - (2) 申請のあった事業以外に使用しないこと。
 - (3) デザイン、色等の変更は認めない。
 - (4) 使用内容を変更する場合は事前に協議すること。
 - (5) 完成したものを事前に見本として1部提出すること。
 - (6) 申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けたとき、又は承認の条件に違反したと認められるときは、当該承認の取消しその他必要な措置を採ることがある。
 - (7) その他、特に付した条件に従って使用すること。
- 5 この使用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この使用基準は平成21年10月1日から施行する。

この使用基準は令和3年2月19日から施行する。

この使用基準は令和3年10月1日から施行する。

この使用基準は令和4年7月1日から施行する。

(別紙)

① 基本デザイン



② ルンルン



③ のんびり



④ びっくり



⑤ にっこり



⑥ 謳う



⑦ お茶



⑧ 太鼓



⑨ マスク



⑩ 手洗い



⑪ ハート



⑫ 笛



⑬ 蹴鞠



⑭ 御所車



⑯ 傘

